

別冊（参考資料）

- ・ 議題 3 p 1 ~ 9
- ・ 議題 4 p 10
- ・ 議題 6 p 11 ~ 19

刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

(2) 船舶の総トン数 定めなし

(3) 推進機関の馬力数 定めなし

(4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

(5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

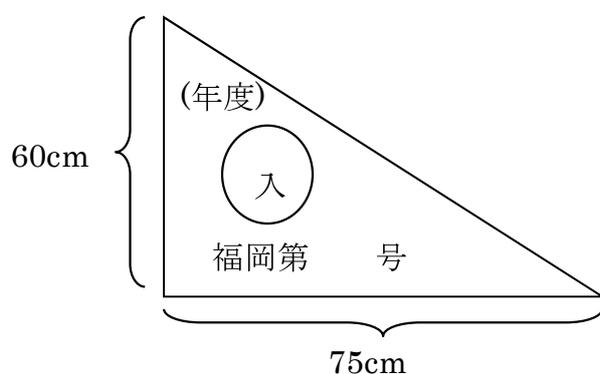
2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

附 則

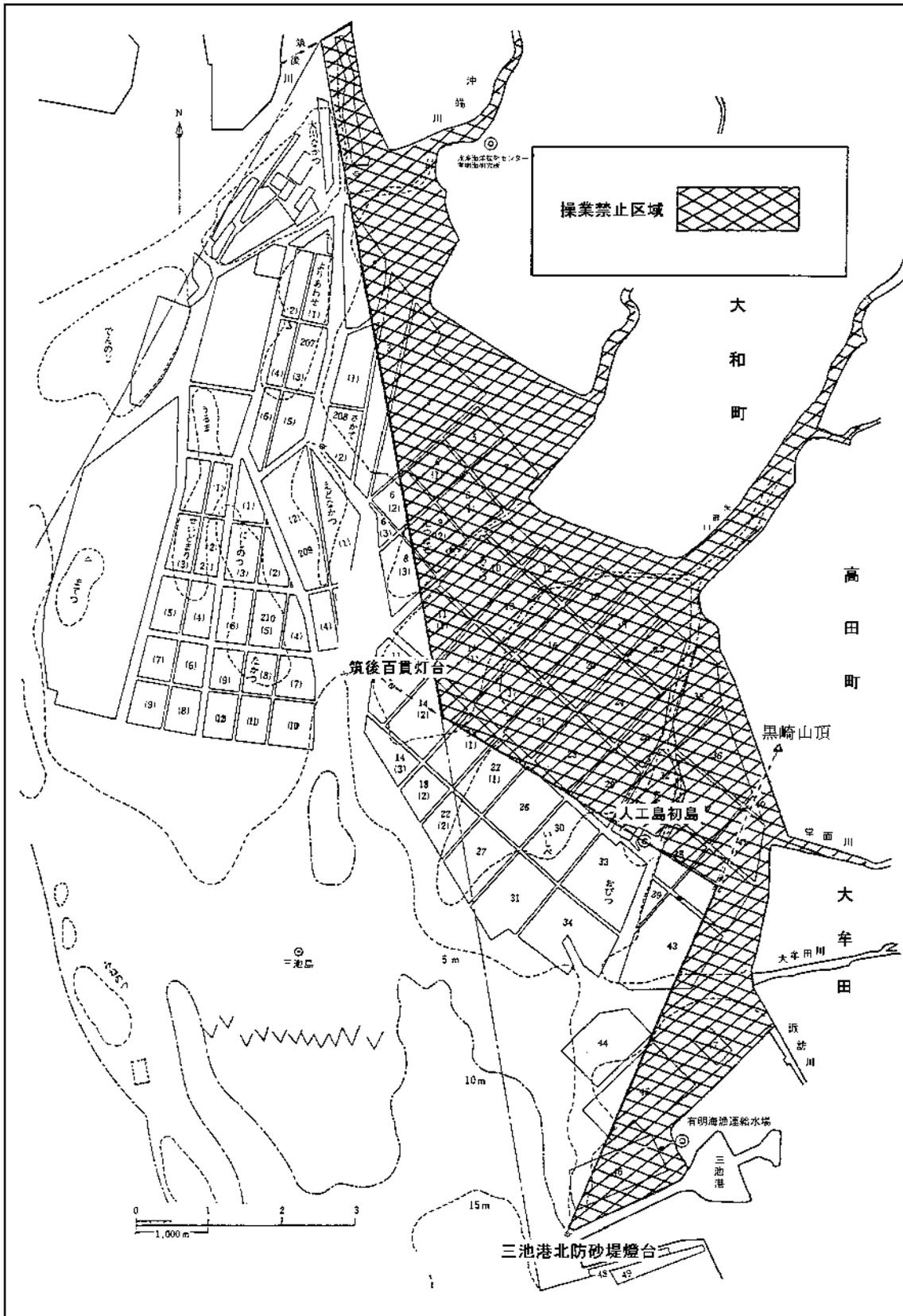
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

【すずき流し刺し網漁業】

○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



【えび三重流し刺し網漁業】

○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【雑魚一重流し刺し網漁業】

○条件

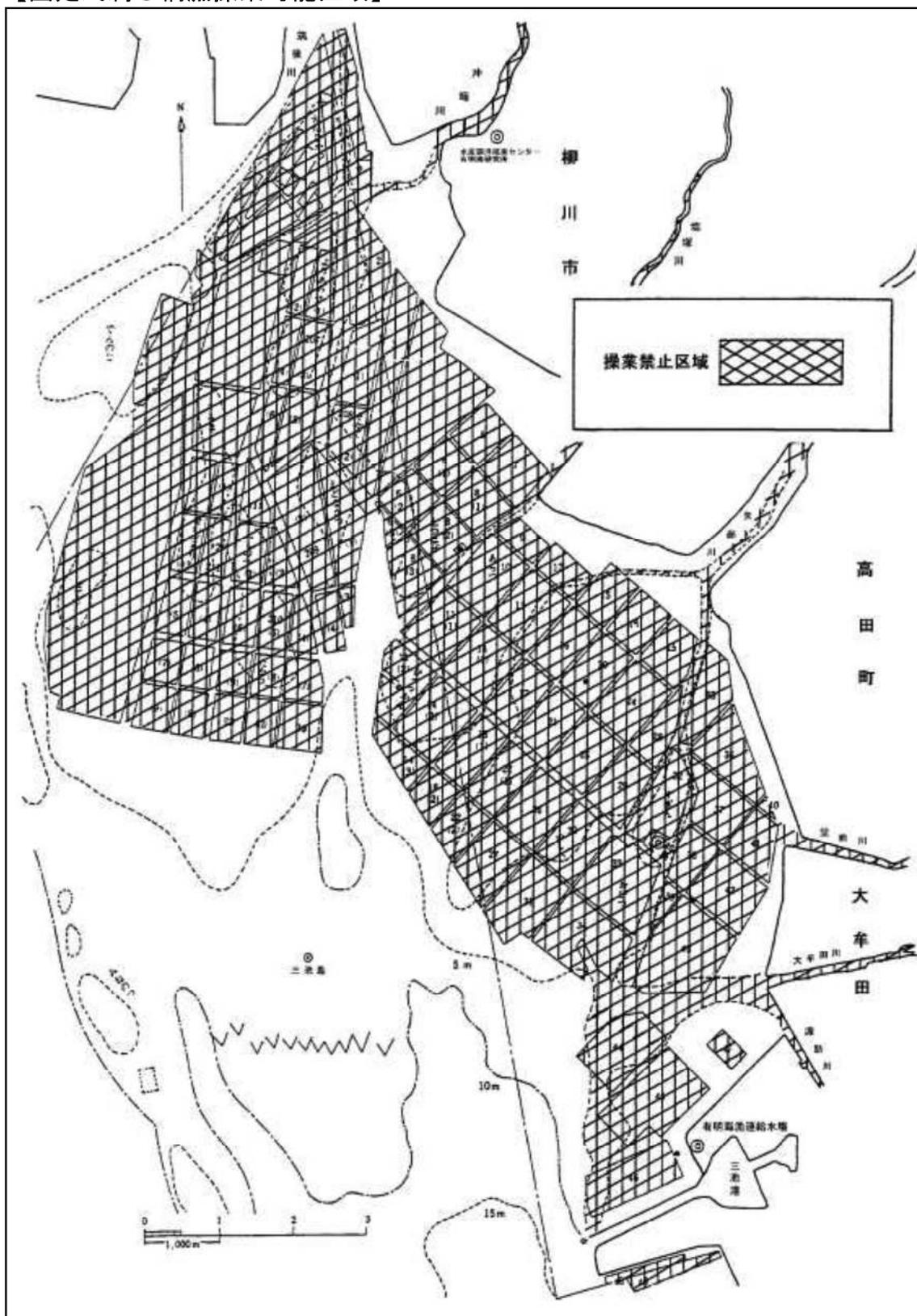
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁業】

○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】



【げんしき網漁業】

○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

もがい特別採捕実績の推移

[単位] 採捕量：kg

支所名	採捕年		平成30年		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量	特別採捕 従事者数	採捕量
東与賀町	5		5		3		3		3		3		2		3	
佐賀市	17	45,000	20	42,000	16		18		13		14		14		12	
久保田町	2		2		0		4		4		4		4		4	
芦刈	58		54		46		44		38		28		28		25	
福富町	9		9		8		8		7		6		6		5	
新有明	13	3,000	13	48,000	13	34,000	14		10		13		13		12	
白石	5	3,349	5	155,235	6	38,838	5		5		5		5		5	
鹿島市	99		100		94		93		82		85		85		79	
たら	19		19		20		18		18		14		14		13	
大浦	4		5		4		4		4		4		0		0	
計	231	51,349	232	245,235	210	72,838	211	0	184	0	171	0	158	0	158	0

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第58号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区（農林水産大臣管轄漁場を含む。）におけるビゼンクラゲの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和4年5月31日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 傘幅40センチメートル未満のビゼンクラゲは、採捕してはならない。
- 2 6月1日から6月30日まで及び11月1日から翌年5月31日までの間、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
- 3 次の区域内においては、ビゼンクラゲを採捕してはならない。
 - (1) 塩田川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度06分30秒、	東経	130度09分00秒
イ	北緯	33度05分10秒、	東経	130度11分25秒
ウ	北緯	33度05分18秒、	東経	130度11分30秒
エ	北緯	33度06分32秒、	東経	130度09分03秒
 - (2) 六角川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域
(世界測地系)

ア	北緯	33度10分58秒、	東経	130度14分04秒
イ	北緯	33度09分49秒、	東経	130度13分29秒
ウ	北緯	33度08分29秒、	東経	130度13分46秒
エ	北緯	33度08分12秒、	東経	130度13分56秒
オ	北緯	33度08分13秒、	東経	130度14分09秒
カ	北緯	33度08分37秒、	東経	130度13分54秒
キ	北緯	33度09分36秒、	東経	130度13分44秒

ク 北緯 33 度 10 分 57 秒、 東経 130 度 14 分 14 秒

(3) 嘉瀬川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を
順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 55 秒、	東経	130 度 14 分 49 秒
イ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 34 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 32 秒、	東経	130 度 14 分 21 秒
エ	北緯	33 度 08 分 20 秒、	東経	130 度 14 分 30 秒
オ	北緯	33 度 08 分 21 秒、	東経	130 度 14 分 37 秒
カ	北緯	33 度 09 分 31 秒、	東経	130 度 14 分 26 秒
キ	北緯	33 度 10 分 36 秒、	東経	130 度 14 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 52 秒、	東経	130 度 14 分 53 秒

(4) 広江漁港の区域付近のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及
びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 10 分 10 秒、	東経	130 度 16 分 39 秒
イ	北緯	33 度 09 分 49 秒、	東経	130 度 16 分 25 秒
ウ	北緯	33 度 09 分 38 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒
エ	北緯	33 度 06 分 37 秒、	東経	130 度 15 分 31 秒
オ	北緯	33 度 06 分 36 秒、	東経	130 度 15 分 34 秒
カ	北緯	33 度 09 分 48 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
キ	北緯	33 度 09 分 52 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ク	北緯	33 度 10 分 04 秒、	東経	130 度 16 分 40 秒
ケ	北緯	33 度 10 分 07 秒、	東経	130 度 16 分 44 秒

(5) 早津江川川筋のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次結
んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33 度 08 分 42 秒、	東経	130 度 20 分 05 秒
イ	北緯	33 度 08 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 26 秒
ウ	北緯	33 度 07 分 05 秒、	東経	130 度 16 分 52 秒
エ	北緯	33 度 07 分 00 秒、	東経	130 度 17 分 00 秒
オ	北緯	33 度 07 分 48 秒、	東経	130 度 17 分 30 秒
カ	北緯	33 度 08 分 34 秒、	東経	130 度 20 分 08 秒

(6) 農林水産大臣管轄漁場のうち、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 46秒
イ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 41秒
ウ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 40秒
エ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 25秒
オ	北緯	33度 03分 51秒、	東経	130度 21分 33秒
カ	北緯	33度 04分 48秒、	東経	130度 21分 47秒
キ	北緯	33度 05分 08秒、	東経	130度 21分 49秒
ク	北緯	33度 05分 39秒、	東経	130度 21分 54秒

(7) 只江川川筋のうち、ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ直線により囲まれた区域

(世界測地系)

ア	北緯	33度 07分 35秒、	東経	130度 10分 25秒
イ	北緯	33度 07分 04秒、	東経	130度 10分 49秒
ウ	北緯	33度 07分 02秒、	東経	130度 10分 45秒
エ	北緯	33度 07分 32秒、	東経	130度 10分 19秒

4 ビゼンクラゲを目的とした固定式刺網漁業において使用する漁具の規模等は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|-------------|
| (1) 1隻が使用する網漁具の総延長 | 250メートル以下 |
| (2) 網丈 | 9メートル以下 |
| (3) 網の目合 | 20センチメートル以上 |
| (4) 使用する漁具 | 1統 |

5 指示期間

令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第62号

佐賀県有明海区における第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和5年8月17日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 第1種区画漁業権漁業に基づく、のり養殖施設の周囲50メートル以内の区域には、当該漁業権の行使者以外は立入ってはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 共同漁業権漁業に基づく採貝業及びその他の各種漁業は、第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル、90メートル（100間、50間）の大船通し、大潮通しの区域内においては、のり養殖業の操業期間中は操業してはならない。
ただし、第1種及び第3種区画漁業権（貝類養殖業）漁場内において、当該漁業権の行使者が漁業権に基づき操業する場合、並びに佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 3 第1種区画漁業権漁業の、のり養殖施設内に入入りする漁船は、佐賀県有明海区漁業調整委員会が交付する標識旗を掲げなければならない。
- 4 指示の期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第65号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により佐賀県有明海区におけるタイラギの採捕について、次のとおり指示する。ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年3月27日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

1 次の区域内においては、タイラギの採捕を禁止する。

ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（別図のとおり）

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱と佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀・福岡両県漁場境界標石柱とを結んだ直線上の中央点
（世界測地系）

点イ 北緯 33 度 4 分 17 秒 東経 130 度 18 分 14 秒
点ウ 北緯 33 度 4 分 23 秒 東経 130 度 17 分 45 秒
点エ 北緯 33 度 6 分 39 秒 東経 130 度 15 分 26 秒
点オ 北緯 33 度 5 分 44 秒 東経 130 度 12 分 54 秒
点カ 北緯 33 度 4 分 36 秒 東経 130 度 11 分 49 秒
点キ 北緯 33 度 3 分 18 秒 東経 130 度 11 分 25 秒
点ク 亀瀬灯標
点ケ 北緯 32 度 58 分 05 秒 東経 130 度 13 分 40 秒
点コ 夜灯鼻灯台

2 指示の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第66号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるアゲマキの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 アゲマキの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

◎ 佐賀県有明海区漁業調整委員会指示第67号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、佐賀県有明海区におけるウミタケの採捕について、次のとおり指示する。

ただし、佐賀県有明海区漁業調整委員会がウミタケ資源の保護に支障がないとして特に認めた場合は、この限りでない。

令和6年5月29日

佐賀県有明海区漁業調整委員会
会長 西久保 敏

- 1 ウミタケの採捕を禁止する。
- 2 指示の期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。